

令和
8年度

11月15日

滋賀県産業安全の日

11 月は無災害運動期間

令和 8 年度 無災害運動参加事業場募集

滋賀労働局では、11月1日から11月30日までを無災害運動期間とし、県内事業場の自主的な安全衛生活動への参加を呼びかけています。職場全体で安全意識を高め、無災害に向けた取組を進めましょう。

■ 無災害運動に参加しませんか？

- ・県内の事業場(事務所、工場、店舗、建設現場等)が対象
- ・運動期間:令和8年11月1日～11月30日
- ・安全宣言、安全パトロール、安全教育、リスクアセスメントなどに取り組みましょう。

■ 参加事業場を応援します

- 参加事業場名をホームページ掲載(希望制)
- 無災害達成事業場名をホームページ掲載(希望制)
- 希望事業場へ無災害運動参加証を交付

参加申込みはこちら



申込期間:令和8年9月1日～10月31日

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigai>

■ 結果報告

報告期限:令和8年12月15日

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/musaigaikeka>



主唱者 滋賀労働局・各労働基準監督署

主催者 公益社団法人滋賀労働基準協会 建設業労働災害防止協会滋賀県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部

一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部 一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部 一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

お問い合わせ:滋賀労働局労働基準部健康安全課 TEL 077-522-6650